

境港市議会基本条例

【 逐 条 解 説 付 】

境 港 市 議 会

境港市議会基本条例 目次

	ページ
前文	2
第1章 目的	3
第1条 目的	
第2章 議会及び議員の責務	4
第2条 議会の責務及び役割	
第3条 情報公開	
第4条 説明責任	
第5条 議員の責務及び役割	
第6条 危機管理	
第7条 会派	
第8条 議員の政治倫理	
第3章 市民との関係	9
第9条 会議の公開	
第10条 市民参加	
第11条 広聴の場の充実	
第12条 議会広報	
第4章 市長等との関係	12
第13条 緊張関係の保持	
第14条 論点の明確化	
第15条 重要政策等の説明及び審議等	
第16条 議決事件の追加	
第5章 議会機能の強化	16
第17条 議員間討議及び合意形成	
第18条 議会改革の推進	
第19条 調査研究機関の設置	
第20条 議員研修	
第21条 議会事務局の強化	
第22条 議会図書室	
第23条 予算の確保	
第6章 議員定数及び議員報酬	19
第24条 議員定数	
第25条 議員報酬	
第26条 政務活動費	
第7章 最高規範性	21
第27条 最高規範性	
第8章 補則	21
第28条 条例の見直し	
第29条 その他	
附則	22

前文

市民から直接選挙で選ばれた議員で構成され、市民の意思を代表する議決機関である市議会の役割と責務は、地方分権の進展に伴い、ますます大きく重いものとなっています。

そのために市議会は、二代表制のもと市長その他の執行機関との緊張ある関係を保ちながら、広く市民との意見交換の場を拡充するなど市民にひらかれた議会活動を強め、また、議員同士の議論を活発にして政策形成及び行政のチェックという二つの機能を充実しなければなりません。

三方が海に面し、北東アジアに向かって開かれた豊かな自然環境とこの地域の特性をいかして、市民誰もが「境港市民で良かった」と思える、豊かで潤いのある境港市を創りたい。これが境港市議会議員の共通の思いです。

境港市議会は、この実現のために全力を挙げることを決意し、議会活動及び議員活動の最高規範として、この条例を制定します。

..... 解説

- ▼ 基本条例の基本的理念を簡潔に規定しています。
- ▼ 前段では、地方分権の進展の中、議会が求められる責任がますます重くなっていること、その責務を果たすため市議会が、二代表制のもと市長その他の執行機関との緊張ある関係を保ちながら、広く市民との意見交換の場を拡充するなど、市民にひらかれた議会活動を強め、議員同士の議論を活発にして政策形成及び行政のチェックという二つの機能を充実しなければならないことを明記しています。
- ▼ 後段では、三方を海に面した豊かな自然環境にあって、漁業の町として発展し、今、北東アジアに向かって伸び行こうとするこの町の特性を簡潔に述べ、そこに市民の代表として働く境港市議会議員の思いと決意を述べています。

日本国憲法第 93 条第 1 項

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

第1章 目的

（目的）

第1条 この条例は、境港市議会（以下「議会」といいます。）の基本理念、活動原則並びに議会及び議員に関する基本事項を定めることにより、議会活動の活性化を図り、市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とします。

解説

- ▼ 境港市議会が、この基本条例を定める目的を規定しています。
- ▼ 目的は条文の通りですが、改めて議会、議員活動のあるべき姿を条例化し、議会、議員みずからの活動を活性化するとともに、この改革の指針を広く市民のみなさんと共有し、市民のみなさんとのお約束にしようとするのがこの基本条例です。
- ▼ 境港市は、平成19年に『みんなでまちづくり条例』を制定しました。そこでは、暮らしやすいまちづくりのための、市民、市民活動団体、事業者、市それぞれの役割を定め、相互に理解し合い、力を合わせる仕組みを決めています。が、議会の役割やかかわり方については議会自身が決めることとされ、定められていません。この条例は、二元代表制のもと、まちづくりの一翼を担う議会の責務と役割を定めるものです。



境港市議会 本会議場
（平成25年9月定例市議会）

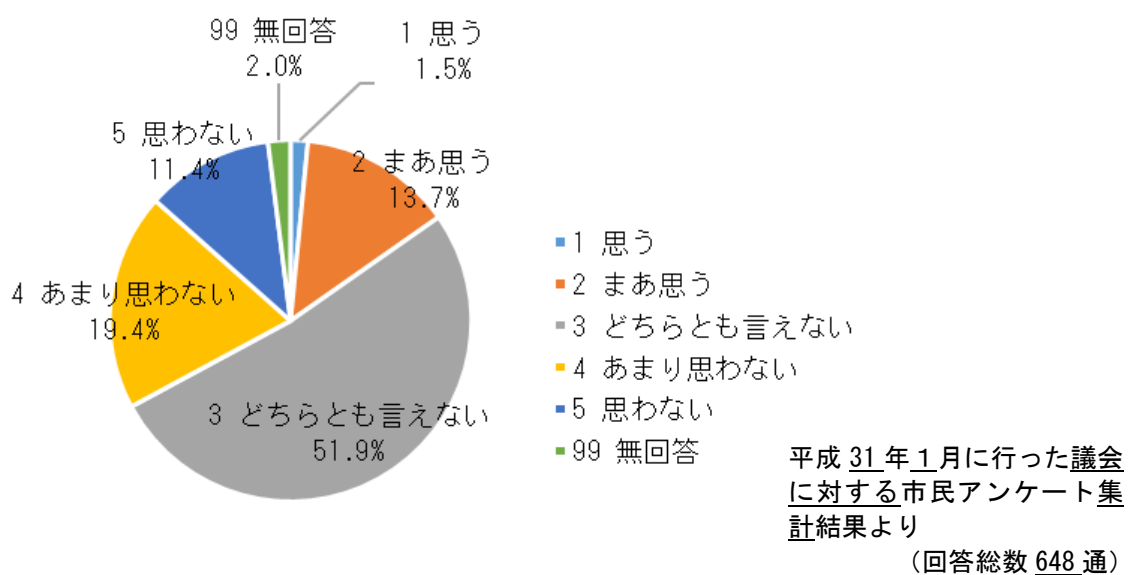
第2章 議会及び議員の責務

（議会の責務及び役割）

第2条 議会は、市民の意思を代表する議決機関であることから、市民の意見の的確な把握及び活発な議論を通じて、政策立案及び政策提言（以下「政策形成」といいます。）並びに行政のチェックという二つの責務を果たさなければなりません。

解説

- ▼ 地方自治法（昭和22年法律第67号）においては、議会は「市民の意思を代表する議決機関」ですから、議会が合議を通じて、①市民意思を反映して政策形成するという立法機能と、②市民目線で行政を監視・評価するチェック機能という二つの責務を果たすよう義務づけています。その議会の責務を明記するものです。
- ▼ 「政策形成」とは、市民のための事業や方針をつくり出すことです。問題になっていることを深くつかんで、多くの人の意見を聴き、多角的に議論し、解決の方策を見だし、提言、あるいは議決することで、市政の事業や方針として実らせる過程を言います。
- ▼ 政策立案及び政策提言、また行政のチェックという過程においては、さまざまな機会をとらえた「市民参加」と「ひらかれた議会」への取り組みが必要であり、以降の条文で一つずつ規定しています。



あなたは今の市議会を総合的にみて評価できると思いますか

(情報公開)

第3条 議会は、情報の公開に努め、公正で透明性のある活動を進めなければなりません。

解説

- ▼ 議会が、情報の公開に努め、いやしくも知られたくない情報を意図的に秘匿することのないように、公正で透明性のある活動を進めることを義務づけています。
- ▼ 議会が扱う情報の中には、個人のプライバシーや企業秘密に係るなど、公開になじまない情報もあります。その公開の範囲及び手続きは、『境港市議会の情報公開に関する規則』及び『境港市議会の個人情報保護に関する条例』（令和5年制定。それ以前の『境港市議会の個人情報保護に関する規則』は、条例制定に合わせて廃止。）に定めています。
- ▼ 『境港市議会議員の請負の状況の公表に関する条例』（令和5年制定）及び『同条例施行規程』（令和5年制定）や、『政務活動費の領収書等の公開に関する確認事項』（平成28年12月『議会運営委員会確認事項』）に基づいて、議員の市との請負の状況や、政務活動費に伴う領収書などの公開を行っています。

(説明責任)

第4条 議会は、議会運営、審議内容及び議決結果について、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。

解説

- ▼ 議会は市民を代表する意思決定機関ですから、情報が広く公開され、説明に重い責任を持つのは当然です。たとえば議案が、どのように審議され、どのような論点・争点が出され、どのように合意に至ったのか、あるいは至らなかったのか、どのような採決結果になったのか、市民に説明がされなければなりません。そのことを議会の義務として定めるものです。
- ▼ どの範囲の情報を公開するのか、どのような形で情報提供するのか、前条の規定を踏まえ、後の条項で定める広聴の場の充実や、議会広報と合わせて具体化します。

(議員の責務及び役割)

第5条 議員は、議会が言論の府であることを深く自覚し、議員相互の活発な議論に努めなければなりません。

2 議員は、自らの資質の向上、政策形成能力を高めるために、不断の研さん及び調査研究に努めなければなりません。

3 議員は、多様な市民の意見及び実態の把握に努めるとともに、市民全体の福利の向上を目指して活動するものとします。

..... 解説

▼ 議会は言論の府であり、議論を経て議会としての意思決定を行う合議機関ですから、議員のまずもっての役割は、背負ってきた市民の意思反映のため、しっかり議論することです。

▼ そのためには、「調査なくして発言なし」と言われるほどに、日頃からの研さん、調査研究活動が議員活動の命です。その努力を求めています。

▼ それぞれの支持層の意思を酌んだ個々の議員の活動があつてこそ、議会は多様な市民の意思を反映できるのですが、議員は一部の地域や団体の利益にとどまらず、市民全体の福利の向上のために活動することを求めています。



市議会主催・市民講演会
「議会の正しいつくり方」
～議員は市民の代表か？～
講師：富野暉一郎（元逗子市長）
平成 25 年 6 月 25 日

(危機管理)

第6条 議会は、大規模災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、日頃から市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）と連携し、総合的で機動的な危機管理体制の整備に努めるものとします。

2 大規模災害等の不測の事態の発生にあつては、議員は地域で必要な災害時支援に可能な限り参加するとともに、被災状況、市民の意見及び要望を把握し、必要に応じて関係機関に伝達するものとします。

3 前項の統一かつ効果的な対処のために、議会及び議員は、協議及び調整を行う場を設置するものとします。

解説

▼ 鳥取県西部地震や平成 22 年末からの豪雪、そして東日本大震災及び福島原発事故は、大規模災害等の対策を地域の重要な政策課題としてクローズアップさせています。議会はどう対応するか、その基本的事項を定めるものです。

▼ 第1項は、日頃から危機管理計画、体制整備に特段の努力をするよう規定しています。議会は、緊急連絡用に議員間独自の連絡体制も確立しています。

▼ 第2項及び第3項は、緊急事態発生時の議員の役割を、災害現場の状況及び市民要求の把握、その適切な関係機関への伝達に求め、その効果的、統一的対応のために連絡調整、協議の場を持てるように規定し、市議会は、『境港市議会災害対策協議会設置要綱』を策定いたしました。

※『境港市議会における災害発生時等の対応要綱』及び『境港市議会業務継続計画（BCP）』制定に伴い、『境港市議会災害対策協議会設置要綱』は廃止しました。（令和4年1月17日）



自治会役員との懇談会 平成 25 年 8 月 9 日・保健相談センター
防災対策、まちづくりをめぐる意見交換をしました。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができるものとします。

2 会派は、議会運営及び政策形成に関し、必要に応じて会派間の協議を行い、合意形成に努めるものとします。

3 議会は、その運営において、会派に属さない議員の意見も尊重するものとします。

..... 解説

▼ 政策を中心として同じ理念を共有する議員は、会派を構成することができます。境港市議会は、『議会運営委員会確認事項』で3人以上のグループを「会派」としていますが、議員定数削減の中、申し合わせで「2人以上」を「会派」とみなして運用し、議会運営に関する協議の主体として位置づけています。

▼ 境港市議会では、会派に属さない議員についても複数人数いる場合、その中から議会運営委員会や会派代表者会議に参加できるようにしています。

(議員の政治倫理)

第8条 議員は、境港市議会政治倫理条例（平成26年境港市条例第25号）を遵守することにより、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。

..... 解説

▼ 境港市議会は、平成10年に『境港市議会政治倫理綱領』を制定し、その後の議員活動の指針としてきました。「高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること」を、改めて議員に、条例上の義務化として明記するものです。

▼ 平成26年に制定した『境港市議会政治倫理条例』（令和3年、同7年に一部改正）は、本条例と相互的な関係にあると捉え、それを遵守することにより「高い倫理性の保持」と「誠実かつ公正な職務の遂行」の実現につなげていきます。

第3章 市民との関係

(会議の公開)

第9条 議会は、本会議のほか全ての会議を原則公開とします。

解説

- ▼ ここでいう会議とは、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会を言い、これらの会議を原則公開するという市民に「ひらかれた議会」への姿勢を明記しています。
- ▼ 第3条（情報公開）とも重なりますが、例外として、審議事項が人事案件で個人のプライバシーに係るケースや企業秘密に関する審議が予見される場合など、公開がなじまない場合、非公開とすることがあります。
- ▼ 本会議については、自由に傍聴ができ、ケーブルテレビによる中継（中継内容は、後日市議会公式 YouTube チャンネルにて配信）も行っています。各種委員会は委員長の許可を得て傍聴が可能で、こうしたことを『境港市議会委員会条例』及び『境港市議会傍聴規則』で定めていますが、なお改善の余地はないか検討を進めてまいります。
- ▼ 令和5年度から聴覚に障がいのある希望者には、議会傍聴の際に手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。

地方自治法第115条第1項 (議事の公開の原則及び秘密会)

普通公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

(市民参加)

第10条 議会は、市政及び議会活動に市民が参加できる機会の充実を図るものとします。

2 請願及び陳情は、市政への市民参加の重要な場として、適切かつ誠実に取り扱い、必要に応じて意見陳述の機会を設けるものとします。

解説

- ▼ 第1項は、市民に「ひらかれた議会」へ「市民参加の機会を充実する」という原則を定めています。具体的には第11条の広聴の場（意見交換会や議会報告会など）、休日や夜間など傍聴しやすい時間の議会開催、女性議会、子ども議会など市政討論の場の提供など、さまざまな新しい機会をつくっていきけるものと考えています。
- ▼ 予算その他重要な議案や請願等については、必要に応じて、議会へ市民が直接参加し公述する機会として公聴会を開催し、また市政の事務に関する調査又は審査のため、参考人として市民の意見を聴く場を設けます。
- ▼ 第2項は、請願、陳情の扱いに関する規定で、現在も行っていることですが、必要に応じて意見陳述の機会を設けることを明記するものです。
- ▼ 市民の傍聴意欲を高め、議論をわかりやすく聞いていただくためには、議案審議の資料等の提供などの改善が必要です。どのような資料が提供できるのか、検討を進めていきます。
- ▼ 関連する規定に次の3つがあります。
 - 『境港市議会会議規則』
 - 『境港市議会委員会条例』
 - 『公聴会参加者等実費弁償支給条例』



市民懇談会を市内7公民館で開催
渡会場・平成24年11月12日



市民懇談会を市内7公民館で開催
外江会場・平成24年11月15日

(広聴の場の充実)

第11条 議会は、市政及び議会活動に対する市民意見の把握、議会報告等のため、多様な形で市民との意見交換会等の広聴の場を適時開催するものとします。

解説

- ▼ 議会は、平成 24 年度から市民アンケート活動や市民懇談会、自治会役員や P T A 役員との懇談会などを行い、市政への市民各層の貴重な意見の把握に努め、議会での議論にいかしています。こうした市民との意見交換の機会の充実努力を議会に課す定めです。
- ▼ 広聴の場について、なにをいつ、などあまり具体的に規定すると、かえって活動を狭めてしまいかねず、そこはその時々議会の委ねています。
- ▼ 意見交換会は、ベースとして、年一回以上の議会報告会や市民懇談会を開催することなどを、別途、『境港市議会市民意見交換会開催要項』にて定めています。
- ▼ 公聴会や参考人の意見聴取の場も、広義として、広聴の場にあたると解釈できます。
- ▼ 広聴の場の取り組みの一環として令和 6 年に、県立境高等学校の境考学と連携した「さかいみなと未来議会」を実施しました。

(議会広報)

第12条 議会は、多様な手段を活用して議会活動を市民に周知し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報に努めるものとします。

解説

- ▼ 「議会広報」充実への議会の努力を求める規定です。現在、議会ごとの概要が市報に掲載されるほか、市議会ホームページから『会議録検索システム』を使えば、本会議で議員が、どのようなテーマで、どのような質問を行い、どのような答弁があったかなどを簡単に調べることができます。
- ▼ 広報の一環として、市議会ホームページ以外にも、定例会後の『議会報「つなぐ」』を発刊しているほか、市議会フェイスブックの運用、定例会の様子をケーブルテレビや市議会公式 YouTube チャンネルで配信しています。
- ▼ 情報伝達の手段が多様化する中、今後の議会広報をどう充実するか、どのような媒体を使ってどこまでやるのかは、条例施行後の検討に委ねています。

議会基本条例市民説明会
平成 25 年 10 月 17 日
保健相談センター



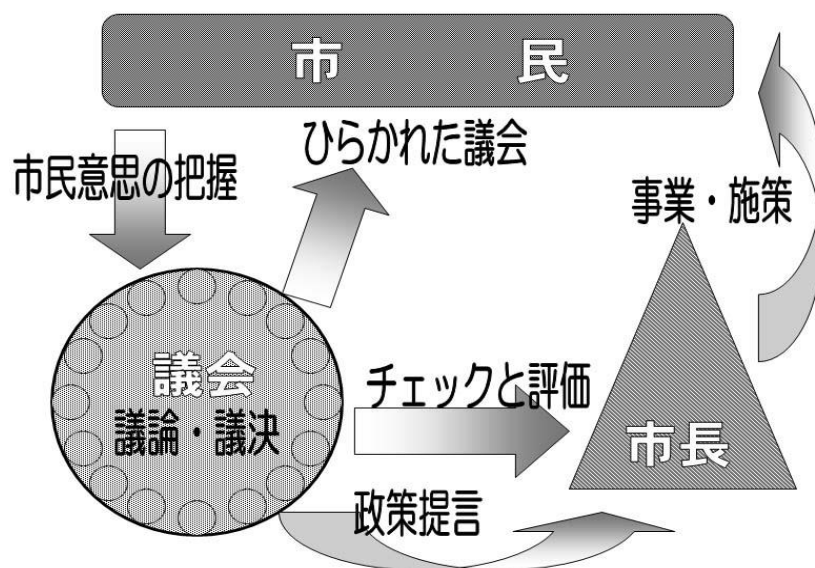
第4章 市長等との関係

(緊張関係の保持)

第13条 議会及び議員と市長等との関係は、その立場及び権能の違いを踏まえて、緊張ある関係を保持しなければなりません。

解説

- ▼ 地方自治体は、議院内閣制という国の制度とは異なる「二元代表制」という仕組みをとっています。議会と市長は、ともに市民の直接選挙で選ばれた市民の代表であり、議会は合議制で議決権を、市長は独任制で執行権を有し、互いに異なる機能を持っています。議会と市長が、その役割分担を尊重し合い、それぞれが独立の立場で、お互いに牽制し、均衡と調和の関係を保持することで、市民意思は的確に反映されることになります。「緊張ある関係の保持」とは、そのことを意味しています。
- ▼ この条項は、改めてこの原則を明記するものです。



議会から見た市民・議会・市長の関係イメージ

(論点の明確化)

第14条 議員は、論点及び争点を明確にするため、本会議における質疑及び質問を、一問一答方式で行うことができるものとします。

2 市長等及びその補助機関である職員は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対し、その趣旨、内容、背景等を確認することができるものとします。

..... 解説

- ▼ 本会議質問で複数テーマで質問する場合、かつては最初の質問も追及質問も一括方式でしたが、現在は最初に一括して質問し、市長の一括答弁の後、テーマごとに質疑するという追及部分の一問一答方式を採用しています。市民からは「何が議論されているか、わかりやすくなった」と評価されています。それをさらに進めて、最初からテーマごとに議論する一問一答方式を可能にしようとするものです。より研ぎ澄まされた議論となり、市民にもわかりやすくなるものと期待されます。どちらを選択するかは議員の判断に任されます。
- ▼ 条例施行後、議員質問席等を設置しました。
- ▼ 議論がかみ合って正確かつ効果的にできるように、質疑の中で答弁に立つ市長等が「議員の言われるのは・・・ということですか？」などと、質問の趣旨や内容、背景などを聞くことができるように改革するものです。
- ▼ 市議会の手続きを定めたものとして、『境港市議会会議規則』があります。



ちょっとひと休み・・・

（重要政策等の説明及び審議等）

第15条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要政策等」といいます。）について、次に掲げる事項の説明及び資料の提出を求めることができるものとします。

- （１）その実施を必要とする背景、目的及び効果
- （２）他の自治体の類似する政策等との比較検討
- （３）政策形成過程での市民参加の有無及びその内容
- （４）総合計画又はその他の計画との整合性
- （５）関係法令及び条例等
- （６）財源措置及び将来にわたるコスト計算

２ 議会は、前項の重要政策等の提案を受けた時には、審議等に当たって立案及び執行における論点及び争点を明らかにするものとします。

３ 議会は、予算及び決算の審議等に当たっては、市長等に対し、必要に応じて第１項の規定に準じた施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を求めるものとします。

..... **解説**

▼ 市の重要施策について、審議等に必要な詳しい資料の提出を求めることができるようにするものです。ここで言う「市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等」とは、次のようなものを指します。

- ①周辺自治体との政策形成に関して締結や改廃に関する事項
- ②市政運営の方針や計画の大幅な改変を求める事項
- ③公共施設整備に関する重要な計画の新設や改廃などに関する事項
- ④その他、特に必要と認めるもの

▼ その重要政策等の審議等に当たって議会は、議論を尽くし、「論点、争点を明らかに」しなければなりません。

▼ これまで以上の十分な時間が必要となることから、議会日程、委員会審査の持ち方など多方面の見直しが必要です。関連する規則等として、『境港市議会会議規則』が定められているほか、『議会運営委員会確認事項』があります。

(議決事件の追加)

第16条 議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、必要な事項を議決事件として追加することができるものとします。

2 前項の規定により追加する事項については、別に条例で定めます。

解説

- ▼ 地方自治法は第 96 条第 1 項で、議会が議決すべき事件として条例の制定、改廃や予算など 15 の事件を定めています。平成 23 年改正で、自治体の総合計画などが議決事件から除外されましたが、同条第 2 項で別に、議決議案とすべき事件を条例で定めることができることになりました。この規定をいかすための条例上の整備をしておくものです。
- ▼ 議決事件としては『境港市議会において議決すべき事件を定める条例』にて、『定住自立圏形成協定』の締結または変更及び廃止を求める通告を行うことのほか、条例施行後の平成 28 年には、『総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想』の策定及び変更または廃止を定めています。



平成 25 年 7 月 1 日、島根大学で開かれたワールドカフェ『若者の政治参加』に、境港市議が招かれ 7 人が参加。90 人の学生たちと熱く政治を語り合いました。

（写真提供：毎熊浩一 島根大学法文学部准教授）

第5章 議会機能の強化

（議員間討議及び合意形成）

第17条 議会は、議会の機能を発揮するため、議員相互間の自由討議を促進し、議会としての合意形成に努めるものとします。

解説

- ▼ 二元代表制の一方である市長と違う大きな特性は、市長が一人であることに対して、議会は多様な考え方を持つ議員の集まった合議体ということです。この特性をいかした議員相互の活発な議論と合意形成によってこそ、第2条で定める「議会の責務と役割」は実現するものです。
- ▼ このような審議を行うためには、これまで以上の審議日程の確保や審議の進め方の検討が必要となり、引き続き協議を進めています。関連する条例や規則等に、『境港市議会定例会条例』及び『境港市議会定例会規則』、『境港市議会会議規則』と『境港市議会委員会条例』、そして『議会運営委員会確認事項』があります。

（議会改革の推進）

第18条 議会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、さらなる議会改革を継続し推進するものとします。

解説

- ▼ 境港市議会は平成10年から、議長の諮問機関として『市議会改革協議会』を設置し、議員報酬の削減やホームページの開設、一問一答方式の採用など、本条例の制定以前から、多くの改革を進めてきましたが、改革に終わりはありません。
- ▼ 本条例の制定時（平成25年）においても、休日議会など「ひらかれた議会」への新たな手法の開発、会期制の見直し（年2回制や通年制）、政策形成の枠組みの構築、コンピュータを活用した情報の共有やコミュニケーションの促進など、議論できなかった多くの課題もあり、これから改革すべき課題も出てくるでしょう。議会がこれらに適切に対処し、効果的にその機能を果たすよう、さらなる議会改革の継続を義務づけています。
- ▼ 本条例の制定後の平成26年に『議会改革推進特別委員会』を設置。以降、同特別委員会にて、議会改革に継続的に取り組んでいます。

（調査研究機関の設置）

第19条 議会は、市政の課題に関する調査及び検討のため、必要に応じて専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置するものとします。

..... 解説

- ▼ 必要な時に対応できるよう、条例上の用意をしておくものです。
- ▼ イメージしやすいように一例を挙げれば、今後の公共下水道事業施策のあり方などは、市長等と議員との間で議論が続いており、専門的知見を要するテーマでもあります。こうした問題での活用が有効かもしれません。

（議員研修）

第20条 議会は、議員の政策形成能力の向上を図るため、さまざまな機会を捉え、議員研修を実施するものとします。

..... 解説

- ▼ 第5条第2項は、議員の責務として、日頃からの自己研さん、研修を定めていますが、ここではそのための環境整備や機会の提供を、議会の役割として定めるものです。

（議会事務局の強化）

第21条 議会は、議会の政策形成能力の向上及び議会の円滑かつ効率的な運営のため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実に努めるものとします。

..... 解説

- ▼ 議会には、議会事務局が置かれています。議会事務局長のもと、議事係、調査庶務係の2係に、3名（令和7年3月25日現在）の職員が配置され、合計4名で、議会がその機能を発揮し効率的な運営が行えるように、議会活動のさまざまな場面でその活動を補佐しています。
- ▼ 議会の役割が大きくなるとともに、議会事務局の役割もまた大きくなっています。全国的にも課題となっていることですが、境港市議会でも、特に調査機能や法務機能の充実、体制の強化が必要となっています。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとします。

解説

- ▼ 議会は、地方自治法第100条第18項に基づいて、議会図書室を設置しています。市の予算、決算書や議会議事録、地方自治に関する書籍資料、新聞切り抜き、一般に流通しない行政関係資料等を所蔵し、議員の市政に関する調査研究に役立てています。
- ▼ 今後、より効果的に議員の調査研究を支援し、政策形成能力の向上を図るため、その充実に努めるよう定めたものです。

(予算の確保)

第23条 議会は、円滑な議会運営、議会活動及び議員活動の充実に努めるために、必要な予算の確保に努めるものとします。



市民アンケート活動
平成24年8月4日／丸合ターミナル店



PTA役員との懇談会
平成25年8月5日／保健相談センター

第6章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第24条 議員定数は、議会機能の確保、強化という観点に立ち、市政の現状、将来見通し、市民の意見などを総合的に判断し、決定するものとします。

2 議員定数は、別に条例で定めます。

…………… 解説 ……………

▼ 境港市議会の議員定数は、現在 15 名です。この定数を変更しようとするときは、財政的な観点だけでなく、市民の代表機関という基本機能の確保、充実という観点も重視し、市民の意見も踏まえて総合的に判断すべきことを定めています。

▼ 議員定数は、『境港市議会議員定数条例』で定めています。

(議員報酬)

第25条 議員報酬の改定は、本市の財政状況、将来見通し、社会経済情勢、市民の意見などを総合的に判断し、決定するものとします。

2 議員報酬は、別に条例で定めます。

…………… 解説 ……………

▼ 議員報酬は、市長の諮問による境港市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長が提案することが一般的ですが、平成 17 年、議会発議で引き下げたように、市議会自ら提案することもできます。第 1 項は、その改定に当たっての考え方を示すものです。

▼ 令和 6 年には、議会改革推進特別委員会における議論のもと、市長へ境港市特別職報酬等審議会の開催を要望しました。

▼ 議員報酬は、『境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例』で定めていますが、関連する条例として、『境港市特別職の職員の給与に関する条例』及び『境港市特別職報酬等審議会条例』が定められています。

(政務活動費)

第26条 会派及び議員は、交付される政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究及び活動を積極的に行うものとします。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行し、説明責任を果たさなければなりません。

3 政務活動費の交付は、別に条例で定めるものとします。

解説

- ▼ 政務活動費は、地方自治法第100条第14項の規定に基づき交付されています。その使途は、議会活動やそのための調査研究、市民への報告活動、要請活動や陳情のための経費などに限定されています。
- ▼ 第2項は、会派及び議員にその適正な執行、説明責任を義務づけるものです。
- ▼ 境港市の政務活動費の交付と使途などについては、『境港市議会政務活動費の交付に関する条例』及び『議会運営委員会確認事項』で定めています。

境港市議会議員報酬

平成17年4月から一律10%減額を行い、令和7年3月現在の議員報酬は以下のとおりです。

議 長	487,800円
副議長	414,000円
議 員	385,200円

境港市議会政務活動費

(令和7年3月現在)

会派または議員に、一人当たり
月額 20,000円

※平成28年4月に改定。

(改定前月額 13,000円)

※未執行額については、年度ごとに精算、返還が義務づけられています。

境港市議会議員定数の推移

昭和31年4月～	30人
昭和41年9月～	24人
昭和61年9月～	22人
平成 2年9月～	21人
平成10年2月～	19人
平成14年2月～	18人
平成18年2月～	16人
令和 4年2月～	15人

第7章 最高規範性

(最高規範性)

第27条 この条例は、議会における最高規範となるものです。

- 2 議会に関する他の条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例との整合を図らなければなりません。
- 3 議会は、議員にこの条例の理念と内容について、議員の任期開始後速やかに研修を行わなければなりません。

…… 解説 ……

- ▼ この条例が境港市議会に関する最高の規範であって、他の条例等がこれに違反することはできないことを規定するとともに、この条例の趣旨が確実に継承されるように、改選後の議員に対する速やかな研修を、議会に義務づけています。

第8章 補則

(条例の見直し)

第28条 議会は、一般選挙を経た任期開始後2年をめぐに、条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づき、必要に応じてこの条例の見直しなど適切な措置を講じなければなりません。

- 2 検証と見直しに当たっては、市民の意見を聴く機会の確保に努めるものとします。
- 3 議会は、第1項の規定に関わらず必要と認めるときには、この条例の見直しなどを行うものとします。

…… 解説 ……

- ▼ この条例の改廃手続きで、議会は、議員改選後2年をめぐに、その達成度合いの内部検証を行うこととし、その結果を、議会活動の改善や強化、あるいは条例改正などという形で適切にいかすことを義務づけています。
- ▼ その検証と見直し作業は、『議会改革推進特別委員会』で行います。
- ▼ 第3項は、必要に応じて改廃できることを規定。令和7年には、前年の検証結果に基づき条例の改正をしています。

(その他)

第29条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定めるものとします。

..... **解説**

- ▼ この条例で決めたことを実施して行くためには、各条項の解説でも述べたように、実施要綱や細則などが必要となりますが、それらは「別に定める」と一括規定するものです。
- ▼ 条例制定後、境港市議会政治倫理条例などの規定の整備や、議会運営委員会確認事項の整備を随時行っています。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

この条例は、公布の日から施行する。(令和 7 年 3 月 2 5 日施行)

《問い合わせ先》

境港市議会事務局

〒684－8501

鳥取県境港市上道町3000番地

TEL (0859) 47－1097

FAX (0859) 47－1110

メール gikai@city.sakaiminato.lg.jp